

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正の概要

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

「災害応急作業等手当」及び「学校看護師特殊勤務手当」の新設に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

(1) 「災害応急作業等手当」について、支給対象作業及び手当の額を定める。

支給対象作業	手当の額/日	
① 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防等の現場において行う巡回監視、応急作業等	作業に応じて、710 円 又は 1,080 円	大規模災害の場合  1,080 円
② 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難の指示をされた地域等で行う災害状況の調査、巡回監視の作業等	1,080 円	
③ 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との連絡調整の作業	710 円	
④ 前各号に掲げる作業に相当すると教育委員会が認める作業	1,080 円以内で教育委員会が定める額	

※ 各手当の額について、作業の危険度等に応じて、夜間作業や危険区域作業に係る加算措置あり（50%又は100%。上限 2,160 円）

(2) 「学校看護師特殊勤務手当」について、支給対象業務及び手当の額を定める。

支給対象業務	手当の額/日
勤務校以外の県立学校又は市町立小中学校で行う医療的ケアに係る指導的業務	750 円
宿泊学習に同行して行う医療的ケアに関する業務	5,100 円
遠足、校外学習等に同行して行う医療的ケアに関する業務	1,700 円

3 施行期日等

(1) 「災害応急作業等手当」に係る規定については、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和 6（2024）年 1 月 1 日から適用する。

(2) 「学校看護師特殊勤務手当」に係る規定については、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。

○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第2号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（災害応急作業等手当）</u></p> <p><b>第4条</b> <u>災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>（1）異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）</u></p> <p><u>ア 河川の堤防等</u></p> <p><u>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u></p> <p><u>ウ 港湾施設又は鉄道施設等</u></p> <p><u>（2）噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</u></p> <p><u>（3）異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業</u></p> <p><u>（4）前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会と協議して教育委員会が認める作業</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会と協議して教育委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。</u></p> <p><u>（1）前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額</u></p>	<p><b>第4条から第6条まで</b> 削除</p>

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 710円

(4) 前項第4号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会と協議して教育委員会が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号及び第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号及び第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事委員会と協議して教育委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜（午後10時後翌日の午前5時前をいう。）において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

## **第5条及び第6条 削除**

**第12条 略**

（学校看護師特殊勤務手当）

**第13条** 条例第15条第1項の教育委員会が定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 勤務する県立学校以外の県立学校において行う医療的ケア（条例第15条第1項に規定する医療的ケアをいう。以下同じ。）に関する指導及び助言の業務

(2) 市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校において行う医療的ケアに関する指導及び助言の業務

(3) 宿泊学習（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）に同行して行う医療的ケアに関する業務（当該業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。）

(4) 遠足、校外学習等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）に同行して行う医療的ケ

**第12条 略**

<p>アに関する業務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>2. <u>前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号の業務</u> 750円</p> <p>(2) <u>前項第3号の業務</u> 5,100円</p> <p>(3) <u>前項第4号の業務</u> 1,700円</p> <p><b>第14条</b> 略</p>	<p><b>第13条</b> 略</p>
--	----------------------

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行し、同年1月1日から適用する。

(教育政策課)